「選挙市民審議会：第１部門」論点メモ

2016 年 4 月 25 日

１．選挙運動（期間）

● 現行制度の理由・目的：選挙の公正、候補者間の平等を確保するため

○ 公費負担（＋自費負担）と規制により、公正、平等を確保しようとして、特に法規制のない「政治活動」と規制だらけの「選挙運動」とに区分されているという認識でよいか（なお、選挙運動期間においては「政治活動」も多くの規制がかかる）

○ また、事前運動の規制を受けないように、自費により「政治活動」として実質「選挙運動」が行われており、公正、平等が確保されているとはいえないという認識でよいか

○ 上記のような認識でよければ、中長期的な政策目標として「政治活動」での規制を明確にして「選挙運動（期間）」の規制を撤廃するべき、という認識でよいか

➔ 「政治活動」での規制を明確にするとすれば、何をどのように規制すべきか具体的な検討、提示が必要…憲法との関係も整理（買収、人権、など）

◆ 当面の改善案

○ 中長期的な政策目標とあいまって段階的な改革を進めるため、検討テーマ、スケジュール等を提示するとともに、「早急に改善すべき事項」を提示するということでよいか

《早急に改善すべき事項》

２．文書図画による選挙運動の自由化（特に地方選挙におけるマニフェスト）

● 現行制度の理由・目的：地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする必要がある。（都道府県知事、市区町村長の選挙においては解禁された法案提出時の「提出理由」（2007 年改正））

□ 「マニフェスト」の頒布は、公職選挙法上の規定として国政選挙の場合は「パンフレット又は書籍の頒布」（公選法第 142 条の 2）として、「国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍」（マニフェスト＝政権政策、政権公約、などと解釈（訳））とされている。

都道府県知事、市区町村長の選挙においては「文書図画の頒布」（公選法第 142 条）を解禁することで可能とされた。

○ 都道府県議員及び市区町村議員の選挙においても、詳細な政策文書などの頒布を解禁することにより、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充（し政策選択がしやすい選挙と）することから、都道府県知事、市区町村長の選挙においては解禁された「文書図画の頒布」（公選法第 142 条）による改正を求

めることとしてよいか
★ マニフェストという呼称を政権政策、政権公約と解釈すると、自治体議員の場合どのように表現するか、検討が必要

３．戸別訪問の自由化
● 現行制度（禁止）の理由・目的:「買収など不正の機会をなくすため」及び「情実や感情ではなく、人物識見や主義政策に基づいて投票するため」
○ 全面自由化として候補者本人以外の人による戸別訪問もできることとするか、一部自由化として候補者本人による戸別訪問を解禁するものとするか
○ 戸別訪問を拒否できることができるような規定は必要か
➔ 拒否しても強引に訪問し話しをする候補者（又は支援者）には投票しない、という選択肢も有権者には存するという考え方もある＝候補者にマイナス

４．立会演説会の復活と第３者主催を含めた演説会の自由化
● 現行制度（禁止）の理由・目的：演説会場に特定の候補者の支援者が大挙押しかけ、会場が騒乱状態になったり、誹謗中傷が飛び交ったり、公正中立な運営が確保されなくなった
○ 「知る権利」は参政権行使のためには重要な事項であり、候補者の発言や候補者同士の討議を直接聞く機会である立会演説会などはできるだけ開催しやすくしその機会を設けるためのしくみが必要であるという認識でよいか
○ 公営、民営問わず、誰もが開催することができることとすることでよいか
○ 又は、基本誰でもが開催することができることとし、(少なくも１回は）選管等の主催による開催を義務付けるなどといったしくみも考えられるのではないか
○ 候補者の参加・出席の義務についてはどう考えるか
○ なお、上記は国政選挙を意識したものであり、自治体選挙においてはそれぞれが条例等で定め実施するという考えでよいか

５．インターネット選挙運動の全面自由化（特に政党・候補者以外の者による運動）
● 現行制度の理由・目的：近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁する必要がある。(法案提出時の「提出理由」(2013 年改正))
○ インターネット選挙運動全面自由化については、文書図画等他の選挙運動規定の撤廃と並行して整理せず、先んじて提案する必要があるということでよいか

６．供託金
● 理由・目的:「いわゆる公営選挙（立候補すると選挙に要する費用の一部が選挙公営の費用として国庫補助される）の下で、選挙の妨害や売名など不正な目的をもった者が立候補することが考えられるが、そのような立候補を抑制

するためである、あるいは、選挙でそもそも当選の見込みもない泡沫候補や泡沫政党が選挙に立候補することが考えられるが、そのような立候補を選挙前から排除するためであり、これによって自由かつ公正な選挙を実現するためである」とされている

✓ 供託とは（法務省）: 供託とは，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。ただし，供託が認められるのは，法令（例えば，民法，商法，民事訴訟法，民事執行法等）の規定によって，供託が義務付けられている場合または供託をすることが許容されている場合に限られています。

７．公費負担

● 理由・目的 :「金のかからない選挙」「選挙運動の機会均等」＝選挙の公正、候補者間の平等を確保

★ 「選挙運動」に対する公費負担についてどのように考えるか、一定の整理が必要

○ 選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動（選挙運動を撤廃した場合「政治活動」）への一定の公費負担を行うという考えでよいか

○ 「自由な選挙・政治活動」ということであれば、候補者への一定額の公費負担額を定め、自己負担分と合わせた総額の規定を設け、基本的にその使用の内容についての規定は設けないという考えでよいか

○ その場合、経費支出報告書等の提出のほか、「このようなこと・ものには使用してはならない」という規定や、得票数が一定の数に達しない場合には自費負担とするなどの規定は必要か

➔ 「選挙運動（期間）」を撤廃した場合、「政治活動の総額の規定」の期間などをどのように設けるか